

## ■ 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、自分や家族に介護が必要になった場合でも、安心していきいきと暮らせるよう、介護を必要とする人やその家族の負担を社会全体で支え合うための制度です。

### 【被保険者の種類】

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方
給付の対象者	要介護（要支援）に認定された方	初老期認知症や脳血管疾患など、老化に伴う病気（16種類を指定）によって要介護（要支援）に認定された方
保険料	所得の状況に基づき市が算定	加入している医療保険の算定方法に基づき設定
保険料の納付	市が徴収 <特別徴収> 年金が年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納付 <普通徴収> 年金が年額18万円未満の方等は、納付書または口座振替により納付	医療保険者が医療保険料として徴収

## ■ 介護サービスの利用のしかた

介護サービスを利用するには、要介護（要支援）の認定を受ける必要があります。

### 【申請からサービス利用までの流れ】

- 1

申請

本人や家族などが市に申請します。

---
- 2

認定調査

調査員が訪問し、心身の状態などを本人や家族から聞き取りします。

---
- 3

一次判定

公平に判定するため、訪問調査の結果はコンピュータで処理されます。

---
- 4

主治医意見書

主治医に意見書を作成してもらいます。（市が費用を負担します）

---
- 5

介護認定審査会

一次判定の結果と特記事項、主治医意見書をもとに審査会で審査し、要介護状態区分を判定します。

---
- 6

結果通知

介護認定審査会の判定をもとに市が認定し、結果を通知します。

---
- 7

ケアプラン作成

介護支援専門員に本人や家族の希望に基づいたサービスの利用計画（ケアプラン）を作成してもらいます。なお、要支援に認定された方は、地域包括支援センターでケアプランを作成します。

---
- 8

サービスの利用

ケアプランに基づいて介護サービスが利用できます。

## ■ 介護サービスの種類

介護サービスは、在宅で受けることのできる「居宅サービス」、住み慣れた地域での生活の継続を支える「地域密着型サービス」、施設に入所して受けられる「施設サービス」があります。

### 【居宅サービス】

① 訪問介護	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
② 訪問看護	疾患などを抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
③ 訪問入浴介護	移動入浴車などで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。
④ 訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が自宅を訪問して、主治医の指示に基づいたリハビリを行います。
⑤ 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が自宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。
⑥ 通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
⑦ 通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを日帰りで行います。
⑧ 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設に短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。
⑨ 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。
⑩ 福祉用具貸与	車いすや特殊ベッドなどの福祉用具のレンタルを行います。
⑪ 特定福祉用具購入	入浴や排せつなどレンタルになじまない福祉用具について、道から指定を受けた事業者から購入したとき、購入費の一部を支給します。
⑫ 住宅改修	自宅の生活環境を整えるために施工する小規模な住宅改修に対して、申請により住宅改修費の一部を支給します。
⑬ 特定施設入居者生活介護	ケアハウスや有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
⑭ 居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者（要介護認定者）、家族、サービス担当者で話し合いを行い、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。
⑮ 介護予防支援	地域包括支援センターが中心となって、利用者（要支援認定者）、家族、サービス担当者で話し合いを行い、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を行います。

※①～⑬は介護予防も含む。



## 【地域密着型サービス】

① 認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
② 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のため介護を必要とする人が、共同生活をする住宅で、家庭的な雰囲気のもとに日常生活上の世話や機能訓練などを行います。
③ 小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供します。
④ 夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。
⑤ 地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。
⑥ 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。

※①～③は介護予防も含む。

※赤平市内で③～⑥のサービスを提供している事業者はありません。

## 【施設サービス】

① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常に介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や療養上の世話が受けられます。
② 介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
③ 介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設です。介護体制の整った病院で医療や看護などが受けられます。

※赤平市内で③のサービスを提供している事業者はありません。

## ■ 介護相談

地域包括支援センターでは、介護に関する悩みや介護以外の健康や福祉、医療や生活に関する事など、高齢者の方のさまざまな相談に応じています。お気軽にご相談ください。

## ■ 高齢者の生活支援サービス

市で実施する主な事業は、次のとおりです。詳細についてはお問合せください。

事業名	内容	備考
高齢者世帯等除雪費助成事業	75歳以上の世帯や身体障がい者の世帯など、自力での除雪が困難で援助の受けられない世帯が業者や個人に支払った除雪費の一部を助成します。	支払った除雪費の2分の1 (1世帯あたり上限2万円)
配食サービス事業	65歳以上や身体障がい者のひとり暮らしの方などで、日常の食事の支度が不自由な方に、平日の昼食を配食するとともに、安否確認を行います。	1食あたり自己負担400円
電話サービス事業	65歳以上のひとり暮らしや夫婦世帯に対し、電話による定期的な安否の確認、相談サービスを行います。	
紙おむつ支給事業	要介護4又は5に認定され常時、紙おむつを必要とされる方に紙おむつを支給します。	本人が市民税非課税
生活管理指導員派遣事業	介護認定で自立と判定された方が要介護状態とならないために、基本的な生活習慣の習得や家事の支援等のためにホームヘルパーを派遣します。	
生活管理指導短期宿泊事業	介護認定で自立と判定された方が要介護状態とならないために一時的に特別養護老人ホームに宿泊してもらい、生活習慣等の指導を行います。	
緊急通報システム事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者等が急病、事故等の緊急事態において、より迅速な救援活動が行われるよう、緊急通報システムの貸与を行います。	家庭用の電話回線を使用する据置型と携帯電話の回線を使用するモバイル型の2種類あり

